

# 一般社団法人北海道保険医会 定款施行規則

(総則)

第1条 この規則は一般社団法人北海道保険医会定款第49条によりこれを設ける。

## 第1章 構成

(支部の構成)

第2条 定款第14条に定める支部(以下「支部」という。)は、次の17支部とする。

- (1) 札幌支部
- (2) 岩見沢支部
- (3) 千歳支部
- (4) 苫小牧支部
- (5) 日高支部
- (6) 留萌支部
- (7) 小樽・後志支部
- (8) 上川北部支部
- (9) 恵庭支部
- (10) 北広島支部
- (11) 帯広・十勝支部
- (12) 函館地区支部
- (13) 旭川地区支部
- (14) 釧根地区支部
- (15) 富良野地区支部
- (16) オホーツク支部
- (17) 石狩支部

2 既存の支部の廃止及び新たな支部の開設は、会員の意向に基づき、理事会において定める。

## 第2章 会員

(入会、退会等)

第3条 定款第6条、第8条、第11条に定める、入会、変更、退会の手続きに関する別に定める様式は次の通りとする。

- (1) 入会申込書は別記第1号による。
- (2) 変更届出書は別記第2号による。
- (3) 退会届出書は別記第3号による。

(会員名簿の作成)

第4条 会員名簿は隔年の9月1日現在をもって作成する。

## 第3章 会費等

(会費の納入)

第5条 会費の納入に関しては、理事会の定める会費納入規定による。

(臨時または追加の会費)

第6条 負担金賦課の必要が生じたときは、理事会及び代議員総会の議を経て徴収することができる。

(会費の減免)

第7条 下記に該当する会員に対しては理事会の議を経て会費を減額又は免除することができる。

理事会が特に認めた者

#### 第4章 会務運営

(会務運営のための各部の設置)

第8条 定款第4条に規定する事業を行うため本会に各部を置き、それぞれ理事が分担する。

2 各部の改廃は、必要に応じて理事会の決議によって定める。

第9条 前条により設置された各部に、理事会の議決によって部長を置く。理事会が必要と認めた時は、各部に副部長を置くことができる。

#### 第5章 理事会

(理事会の議長)

第10条 会長は、理事会を招集しその議長となる。ただし、理事会の議決によりあらかじめ定めた順位により、理事は、その職務を行うことができる。

(理事会への出席)

第11条 会長が必要と認めたときは、理事会に参加、顧問、代議員総会議長、副議長、支部長、副支部長、委員等の出席を要請し、意見を徴することができる。

#### 第6章 支部及び支部長会、理事・支部長会

(支部)

第12条 支部の運営は、定款及び同施行規則によるほか、支部の定めるところによる。

2 支部長並びに副支部長は、支部において会員の中から選出する。

3 支部長は、支部を代表し、業務を執行する。

4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

(支部長会)

第13条 支部長会は、定款第39条の規定に基づき設置する。

2 支部長会は、会長、副会長、支部長、及び各部の部長をもって構成し、その議長は、互選とする。

第14条 支部長会は、会長が必要と認めるとき、又は支部長の要請により、会長が招集する。

第15条 理事は、必要に応じて支部長会に出席することができる。

2 支部長会は、必要があるとき、会員又は会員以外の者の出席を要請し、意見を徴することができる。

(理事・支部長会)

第16条 理事・支部長会は、定款第39条の規定に基づき設置する。

2 理事・支部長会は、会長及び支部長、理事をもって構成し、その議長は、互選とする。  
第 17 条 理事・支部長会は、会長が必要と認めるとき、又は支部長の要請により、会長が招集する。

第 18 条 代議員総会議長及び代議員総会副議長は、必要に応じて理事・支部長会に出席することができる。

2 理事・支部長会は、必要があるとき、会員又は会員以外の者の出席を要請し、意見を徴することができる。

3 理事・支部長会は次に掲げる事項を審議し、会長に答申する。

(1) 代議員総会の招集日時および提出議案に関する事項

(2) 職制その他会務執行に関する事項

(3) その他必要な事項

## 第 7 章 委員会

(委員会の任務)

第 19 条 委員会は、定款第 39 条の規定に基づき設置する。

2 委員会は、次の事項を行う。

(1) 理事会の承認を得て、本会の名のもとにする活動。

(2) 会長の諮問に対する答申、付託事項に対する協議、検討。

(委員会の構成)

第 20 条 委員会は、委員及び専門部員若干名をもって構成し、会長は理事会の決議を経てこれを委嘱する。

2 委員は前条 2 項に定める事項に関し、委員会において調査及び審議等に係る職務を行い、専門部員は専門的な見識をもとに委員会に対し必要な助言等を行うものとする。

3 委員の任期は、理事会において定める。

4 会長は、委員会に会内外から招請した委員及び専門部員をおくことができる。

第 21 条 委員会には、委員の互選により委員長 1 名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長は、会長の承認を得て委員会を招集し、これを運営する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。

## 第 8 章 資産及び会計

第 22 条 定款第 8 章による一般会計は、会費、負担金、財産収入、寄附金、事業に伴う収入及びその他の収入をもって収入とし、会議費、事務費、事業費、諸支出金その他諸費の支出をもって支出とする。

(予算)

第 23 条 予算は、公益法人会計基準に準拠するものとし、当該会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

2 各会計年度における経費の総額は、その年度の収入をもってこれを支弁するものとし、その執行に当たっては経済的効率的な使用に務め、かつ、予算本来の目的に反するような流用を行ってはならない。

3 予算を補正しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

4 予算の執行及び出納事務に関し必要な事項は、別に定める。

(出納期間)

第 24 条 各会計の出納期間は、定款第 40 条の規定により 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(決算)

第 25 条 各年度の収支決算書は、定時代議員総会に提出するものとする。

(特別会計)

第 26 条 本会は、理事会の決議を経て特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関し必要な事項は、別に定める。

第 27 条 本会の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 現金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の定めた方法による。

(2) 前号以外の財産の管理は、理事会の決議を経て定めた方法による。

第 9 章 弔意及び見舞

第 28 条 本会は、会員の不幸又は災害に際し、弔慰金又は見舞金を支給することができる。

2 理事会は弔意及び見舞に関する規定を、別に定める。

第 10 章 議事規定

(代議員総会の議事)

第 29 条 代議員総会の議事は、この章に定めるところによる。

(代議員の届出義務)

第 30 条 代議員が欠席するときは、開会前にその理由を届け出なければならない。

2 代議員が会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、また退席しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(仮議長)

第 31 条 議長及び副議長がともに事故あるときは、出席代議員の互選により仮議長を選出する。

(開議、閉議等の宣言)

第 32 条 代議員総会の開議、閉議及び休憩は、議長が宣言する。

2 議長が開議を宣言する前又は休憩を宣言した後は、何人も議事について発言することができない。

(議事日程等)

第 33 条 議長が必要と認めたとき、又は代議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮り、議事日程の順序を変更し、議案を追加することができる。

第 34 条 議長は、会議に付する議案を議題とするときは、その旨を宣言する。

2 議長が必要と認めたときは、2 件以上の議案を一括して議題とすることができる。

3 議長は、議題になった議案を提案者に説明させることができる。

(特別委員会)

第 35 条 議長が必要と認めたときは、代議員総会の議を経て特別委員会に議案を付託することができる。

2 特別委員会に付託した議案は、委員長の報告をまって議題とする。

3 代議員は、委員長の報告に対し質疑をすることができる。

(一事不再議)

第 36 条 決議した議題と同一の動議は、同一の会議にこれを提出することができない。

(発言の手続き)

第 37 条 発言しようとする代議員は、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名を示してその許可を受けなければならない。

2 同時に 2 名以上が挙手して発言を求めたときは、議長がその発言に順序を決める。

(議長の発言討論)

第 38 条 議長が代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席に着かせ、議席において発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。

2 討論したときは、その議題の表決が終るまで議長席に復することができない。

(関連のない発言の中止)

第 39 条 一議案の審議が終わらないうちに、他の議案につき発言することができない。ただし、議事進行に関する緊急動議、議事の手続き、採決の方法、会議の休憩等先決の動議についてはこの限りでない。

(発言時間の制限)

第 40 条 議長が必要と認めたときは、発言時間を制限することができる。

(質疑討論の終結宣言等)

第 41 条 議長は、質疑討論が終わったときは、その終結を宣言する。

2 質疑討論が続出して終結しないときは、代議員は、質疑討論の終結動議を提出することができる。

3 前項に規定する動議については、議長は、討議を用いないで会議に諮って決める。

第 42 条 採決の宣言後は、何人も発言を求めることができない。ただし、採決の方法について異議があるときは、この限りでない。

第 43 条 代議員は、議案に関係のない一般会務につき議長の許可を得て質問することができる。

(議場の秩序保持)

第 44 条 会議中議場の秩序を乱し、議事の進行を妨害する代議員があるときは、議長は、これを制し、又は発言を禁止し、場合によっては退場を命ずることができる。

(議案の提出)

第 45 条 代議員が議案を提出しようとするときは、他に代議員 2 名以上の賛成を要し、かつ、連署した書面によってその議案をあらかじめ議長に提出するものとする。

(緊急質問等)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、簡単なもの又は緊急を要するものは、議場においてこれを述べることができる。

(採決の宣言)

第 47 条 議長は、採決した議案及び動議をすべて代議員総会の採決に付さなければならない。

第 48 条 議長が採決をしようとするときは、採決に付する議案又は動議の種類を宣告しなければならない。

第 49 条 採決宣言のとき議場にいない代議員は、表決に加わることはできない。

(採決の方法)

第 50 条 採決の方法は、挙手、起立、記名又は無記名投票とする。

2 採決の方法の選択は、議長の決定による。

3 投票で採決を行う場合には、議案又は動議を可とする者は賛成、否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し投票する。

(異議の申立)

第 51 条 採決の方法に関し異議の申し立てがあった場合には、その動議を採決することにより採決の方法を決定し、再度異議の申し立てを行うことができない。

(採決の決定)

第 52 条 特に規定のもうけられていない議案又は動議の採決は、出席代議員の過半数の賛成により決定する。

第 53 条 前条の規定により、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(採決の結果の宣言)

第 54 条 議長は、採決の結果を宣言する。

(表決の訂正)

第 55 条 代議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(修正案の提出と採決)

第 56 条 修正案が提出されたときは、議長は、原案より先に修正案を採決しなければならない。

2 同一の議案について数件の修正案が提出されたときは、原案に最も遠いものから先に採決する。ただし、採決の順序について、代議員 5 名以上から異議があったときは、議長は討論を用いなくて会議に諮って決める。

第 57 条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得ることができないときは、特別委員を選出し、更に修正案を提出させることができる。

(特別委員の選出等)

第 58 条 第 35 条及び第 57 条の規定による特別委員の選出は、代議員の互選又は代議員総会の承認を得て議長の指名するところによる。ただし、その数は偶数とする。

第 59 条 特別委員会には、委員の互選により委員長 1 名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長は、特別委員会の議事を整理し、その経過及び結果を会議に報告しなければならない。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 60 条 委員長は、会議の開会中においても議長の許可を受けて特別委員会を開くことができる。

(特別委員会の議事)

第 61 条 特別委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 特別委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第 62 条 特別委員会が必要と認めるときは、委員会に付託された議案の発議者、動議の提案者及び役員の出席を求め意見を聞くことができる。

(議事録の記載事項)

第 63 条 議事録には次の事項を記載する。

(1) 代議員総会の回数及び定時又は臨時の別

- (2) 開催の日時および場所
- (3) 出席代議員及び役員の氏名
- (4) 議長及び役員の報告事項
- (5) 会議に付した議案の題目
- (6) 議題となった動議及び提出者の氏名
- (7) 議事の経過
- (8) 決議事項
- (9) 可否の数を計算した場合の数
- (10) その他議長が必要と認めた事項

#### 附則

(施行期日)

- 1 この定款施行規則は、本会成立の日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日一部改正
- 3 令和 2 年 4 月 1 日一部改正